

常任委員会

第2号議案・白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例から、第13号議案・白石市介護保険条例の一部を改正する条例までの計12議案について、定例会2日目（2月20日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で議論されたおもな内容は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 四竈 英夫

副委員長 佐久間 儀郎

委員 伊藤 勝美・沼倉 啓介

平間 知一・安藤 佳生

◎第2号議案・白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕この改正による昇級の該当者数と増加する額ほどの程度なのか。

〔答弁〕36歳未満で最大2号俸昇級する職員は70名で、1人当たり年間約5万1千円、

合計で約37万円。36歳以上、42歳未満で最大1号俸昇級する職員は71名で、1人当たり年間約2万7千円、合計で約192万円。あわせて約549万円と試算している。

◎第3号議案・白石市東日本大震災復興基金条例

〔質疑〕この基金について、最も確実かつ有利な運用をどのように考えているのか。

〔答弁〕本市の復興期間は7年間と定めており、この期間を考えると定期での運用が現実的であるが、銀行の経営状況等を勘案しながら有利なものを検討していきたい。

◎第4号議案・白石市市税条例の一部を改正する条例

〔質疑〕たばこ税の税率の改正は震災の復興財源なのか。

〔答弁〕今回の改正は、消費者に負担を求めるものではなく、県と市の割合を平成25年4月1日から変更しようとするものであり、旧3級品以外のたばこについては1千本当たり64円が、県から市へ財源移譲されるものである。これは、震災以前から検討されていたものである。

〔質疑〕市民税の均等割を50円加算するのは復興のための特定財源なのか。

〔答弁〕一般財源ではあるが、防災施策に要する費用の一部に充てられるものである。

◎第5号議案・公の施設（七ヶ宿町町営バス）の区域外設置に関する協議について

〔質疑〕今回は2箇所のバスの設置だが、今後新たな要望があれば対応するのか。

〔答弁〕要望が出た際に検討していきたい。

〔質疑〕白石市民バスに関しても、より一層市民の利便性に配慮すべきではないのか。

〔答弁〕住民要望にすべてこたえるのは難しいが、できるだけ地元要望にあわせる努力をしていきたい。

建設産業常任委員会

委員長 大町 栄信

副委員長 志村 新一郎

委員 澁谷 政義・菅野 恭子

保科 惣一郎・大野 栄光

◎第6号議案・白石市と宮城県信用保証協会との損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

〔質疑〕この条例の内容について伺いたい。

〔答弁〕昨年の東日本大震災により、宮城産業復興機構が設立された。産業復興機構は中小企業が二重債務に苦しんでいる場合、企業立て直しの計画が策定され、審査をして立ち直れるという判断をした時に、産業復興機構で債権を買い取るようになる。

本来、市は損失補償をし、その分の回収金を受け取るようになるが、今回の場合は債権の買い取り額に差額が出るため、回収金を放棄するというものである。

〔質疑〕この条例は公布の日から施行するとなっているがいつまで効力があるのか。

〔答弁〕この条例は時限立法である。宮城産業復興機構が昨年12月27日に設立されたが、存続期間は12年で、投資期間は2年となっている。

◎第7号議案・白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

〔質疑〕この条例の内容について伺いたい。

〔答弁〕地域主権一括法が公布された事により、入居者の資格となる単身入居については公営住宅法で規定されていたが削除されたため、今回、市の条例に規定するものである。